

佐賀県規則第10号

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（携帯電話インターネット接続役務契約に係る書面の記載事項） 第4条の2 条例第18条の5第1項の規則で定める事項は、<u>次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。</u></p> <p><u>(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供をすることができる青少年有害情報フィルタリングサービスの内容</u></p> <p>（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の記載事項） 第4条の3 条例第18条の5第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>（携帯電話インターネット接続役務契約に係る書面の記載事項） 第4条の2 条例第18条の5第1項の規則で定める事項は、<u>青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることとする。</u></p> <p>（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面の記載事項） 第4条の3 条例第18条の5第2項及び<u>第4項</u>の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。